

キャンプ場横浜市民優待サービス Q&A

Q. どのキャンプ場でも優待サービスは利用できますか？

A. 道志村観光協会ホームページ、リーフレットに記載してあるキャンプ場一覧の★印がついてある施設で利用できます。

Q. 親が横浜市内に勤務している場合（横浜市外在住）でも優待サービスは利用できますか？

A. 優待サービスの利用はできません。優待サービス対象者は、横浜市在住、在学、在勤の18歳以下の方です。

Q. 優待サービス対象者の証明には、どのような物が必要ですか？

A. 対象者の保険証（コピー可）や学生証で大丈夫です。利用施設で確認を行います。

Q. 利用料金が1000円以下のキャンプ場を利用する際の割引料金はいくらになりますか？

A. キャンプ場によって利用料金が異なります。利用料金が1000円以下の場合は各施設料金までの割引です。（例700円であれば700円までです。）

Q. 2泊以上の連泊の場合でも優待サービスが受けられるのでしょうか？

A. 連泊の場合は、泊数分の優待サービスが受けられます。

【キャンプ器材貸し出し】

Q. キャンプ用器材貸し出しは、どのキャンプ場でも利用できますか？

A. キャンプ用器材（テント、炊事セット）貸し出しは、優待サービスの対象者がいれば道志村内のキャンプ場であれば利用できます。ただし、対象者の利用申込みがない場合は、他の横浜市民の利用も可能ですのでご相談ください。

Q. 貸し出し器材を破損又は汚してしまいました。どうすればよいですか？

A. 貸し出し窓口の「みなもと体験館道志久保分校」へ返却の際に申し伝えてください。ただし、故意による破損の場合は弁償していただく場合があります。